

岩国市地域公共交通会議設置要綱の改正について

(道路運送法第9条第4項に関する運賃協議を行う運賃協議会の設置)

1 趣旨

大竹タクシーが運行する「坂上線」(岩国市美和町⇄広島県大竹市)において、令和7年7月1日から、美和病院移転に伴う新規路線の追加を予定しています。

この件に関しましては、後程、議案として当会議において改めて概要をご説明し、道路運送法の規定に基づく協議をお願いする予定としております。

この議案のうち、路線の運賃に関しましては、令和5年10月1日施行の改正道路運送法により、岩国市地域公共交通会議とは別に、当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者、地方運輸局、関係住民の意見を代表する者及び岩国市が出席する会議において協議を行うことが必要となっています。

本議題は、この法令に従って、運賃に関する協議を行うための組織を新たに設置するため、岩国市地域公共交通会議設置要綱を改正するものです。

2 岩国市地域公共交通会議設置要綱改正案

別紙のとおり

3 この度設置する運賃協議会について

(1) 名称

道路運送法第9条第4項に関する運賃協議会

(2) 協議内容

道路運送法第9条第4項の規定に基づき、運賃設定の協議を行います。

(3) 組織

会長は、岩国市地域公共交通会議会長が指名する者としします。

委員は、岩国市地域公共交通会議委員のうち、次の委員にて構成します。

ア 当該路線等をその区域に含む市町村

- ・岩国市副市長が指名する者

イ 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

- ・有限会社大竹タクシー代表取締役

ウ 当該路線等を管轄する地方運輸局

- ・中国運輸局山口運輸支局 運輸首席専門官

エ 住民又は利用者の代表者のうち市町村が指名する者

- ・岩国市自治会連合会長が指名する者

(4) 運営

岩国市総合政策部交通政策課を事務局として運営します。

改正

平成22年 3 月 25 日

平成25年 4 月 1 日

平成27年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日

令和 7 年 5 月 20 日

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、岩国市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事
- (2) 市町村運営自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事

(組織)

第 3 条 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者又は組織を代表する者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 公益社団法人山口県バス協会又は一般社団法人山口県タクシー協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 市職員、関係道路管理者、山口県警察本部、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

(会長)

第 4 条 交通会議に会長を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、第 3 条第 6 号に規定する委員は、表決に加わることができな

い。

5 会長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 交通会議の庶務は、総合政策部交通政策課において処理する。

2 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため総合政策部交通政策課に連絡及び通報窓口を置くものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(運賃協議会)

第9条 乗合旅客輸送に係る運賃及び料金を協議するため、交通会議に運賃協議会を置くことができる。

2 運賃協議会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月20日）

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

岩国市地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

新	旧
(協議事項) 第2条 交通会議は、次の事項について協議する。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。 (2) 市町村運営自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認めること。 (第3条～第7条 省略) (幹事会) 第8条 申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、交通会議に幹事会を置くことができる。 2 幹事会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。 (運賃協議会) 第9条 乗合旅客輸送に係る運賃及び料金を協議するため、交通会議に運賃協議会を置くことができる。 2 運賃協議会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。	(協議事項) 第2条 交通会議は、次の事項について協議する。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。 (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認めること。 (第3条～第7条 省略) (幹事会) 第8条 申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、交通会議に幹事会を置くことができる。 2 幹事会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

改正の趣旨

- 地域公共交通において、地域の関係者の連携・協働の一層の促進や地域に根差した輸送サービスの充実のためには、タクシーの運賃についても、地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする 協議運賃制度を創設(乗合バスについては平成18年度創設済)。
- 一方、運賃の協議にあたっては、独占禁止法に抵触することのないよう、地域公共交通会議(地交法の法定協議会を兼ねる場合も含)に他の運送事業者や各モードの労働組合、バス協会やタクシー協会等の業界団体が含まれる場合には、法定のメンバーによる別途の協議会をもって協議する必要があることから協議における法定のメンバーを法に明記。

運賃協議のあり方について

